

2 日 獣 発 第 186 号
令和 2 年 11 月 18 日

地方獣医師会会長 各 位

公益社団法人 日 本 獣 医 師 会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

**北海道で採取された野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザ
ウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について**

このことについて、令和 2 年 10 月 30 日付け 2 消安第 3417 号をもって、農林水産省
消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、北海道で採取された野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザ
ウイルス（H5N8 亜型）が検出されたことを受けて、家きん飼養者、獣医師等の畜産関
係者に対し、飼養衛生管理基準の遵守及び異常家きんの早期発見・早期通報の徹底に
ついて指導又は助言をするよう周知するものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当 蓑島

TEL 03-3475-1601

2 消 安 第 3 4 1 7 号
令和2年 10 月 30 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

北海道で採取された野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザ
ウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について

日頃より、我が国の家畜衛生の推進に御協力頂き、厚く御礼申し上げます。
このことについて、別添のとおり都道府県家畜衛生主務部長宛て通知いた
しましたので、御了知の上、貴職におかれましては、会員各位に周知いた
だきますよう御協力をお願いします。



(写)

2 消 安 第 3 4 1 7 号
令和 2 年 10 月 30 日

都道府県家畜衛生主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

北海道で採取された野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出された事例に伴う防疫対策の再徹底について

日頃より家畜衛生の推進に御尽力いただき誠にありがとうございます。

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、「令和 2 年度における高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和 2 年 9 月 24 日付け元消安第 2700 号農林水産省消費・安全局長通知）等により、万全を期すようお願いしているところです。

今般、韓国において野鳥の糞便から高病原性鳥インフルエンザ（H5N8 亜型）が確認されたところですが、本日、環境省から北海道で採取された野鳥の糞便から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8 亜型）が検出された旨、別添のとおり連絡がありました。

つきましては、畜産関係者に対し、このことについて情報提供するとともに、家きん飼養者、獣医師等に対して、飼養衛生管理基準の遵守及び異常家きんの早期発見・早期通報の徹底について、再度、指導又は助言をお願いします。

また、農場において本病が発生した場合に、迅速かつ円滑な初動対応が講じられるよう、改めて、必要な人員の確保、緊急連絡先の確認並びに必要な防疫資材の備蓄状況及び調達先の確認をしていただくとともに、防疫措置従事者の感染防止・健康管理に対応するため、公衆衛生部局及び精神保健主管部局との連携体制についても御確認いただきますようお願いします。

なお、本病に関する最新の情報については、当省のウェブサイト（<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>）にて随時提供しますので、関係者への注意喚起に御活用いただきますようお願いします。

北海道の野鳥糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査 陽性について

<北海道同時発表>

令和2年10月30日（金）

北海道大学が独自で実施している野鳥糞便調査において、10月24日（土）に北海道紋別市で採取した野鳥糞便から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型）が検出（陽性）された旨の報告がありました。この報告を受け、採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

なお、国内での高病原性鳥インフルエンザの確認は今シーズン初めてとなります。

1. 経緯

10月24日（土） ・北海道紋別市で野鳥の糞便を採取

10月30日（金） ・北海道大学が検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N8亜型）が検出
・採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、
野鳥の監視を強化

2. 今後の対応

（1） 北海道において、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定やさらなる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的として緊急調査を実施し、鳥類調査、死亡野鳥調査等を実施予定です。概要等については北海道のホームページで御確認ください。

（2） 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」
http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.htmlに掲載）に準じて、野鳥の監視強化を始めとした対応を行います。

※野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルについては、本日別報において「対応レベル2」に引き上げ済みであり、引き続き監視を強化します。

<http://www.env.go.jp/press/108622.html>

3. 留意事項

（1） 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等の特殊な場合を除いて、通常では人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていたら、過度に心配する必要はありませんので、冷静な行動をお願いします。

（2） 周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、「野鳥との接し方について」に十分留意されるようお願いします。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/20101204.pdf

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室

直通 03-5521-8285

代表 03-3581-3351

室長 川越 久史 (内線 6470)

企画官 立田 理一郎 (内線 6465)

係長 小西 美代 (内線 6477)

担当 近藤 千尋 (内線 6676)